

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年12月17日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第33号

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例（平成13年熱海市条例第4号。以下「条例」という。）第9条第1項に規定する指定管理者による管理について、特例を定めるものとする。

(指定管理者による管理の特例)

第2条 市長は、条例第9条第1項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、条例第2条に規定する駐車場の管理を行うものとする。

2 前項の場合において、条例の指定管理者に係る規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表に掲げる中欄の字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条の見出し	利用料金	使用料
第11条第1項	指定管理者に	市長に
	金額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額の利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）	使用料
第12条の見出し	利用料金	使用料
第12条	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
第13条の見出し	利用料金	使用料
第13条	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
別表	利用料金	使用料

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。